

愛知県合唱コンクール開催規程

第1章 総則

第1条(名称)

第〇〇回愛知県合唱コンクールとする。(以下県大会という)

第2条(目的)

合唱音楽の演奏技術の向上を図るとともに、全日本合唱コンクール中部支部大会(以下支部大会という)に出場する各部門・グループ別の愛知県代表団体を選出する。

第3条(主催)

愛知県合唱連盟(以下当連盟という)及び朝日新聞社とする。なお当連盟理事会(以下理事会という)の承認を得て開催地の自治体等を加えることができる。

第4条(後援)

愛知県教育委員会・開催地の自治体教育委員会とする。

第5条(開催期日)

原則として支部大会開催の1ヶ月以上前の土・日曜日とする。

第6条(審査員)

5人とし、理事会において選出し委嘱する。

第2章 部門・出演区分・出演人数

第7条(部門)

部門及びその編成区分は次のとおりとする。

(1)中学生部門

混声合唱の部

同声合唱の部

(2)高等学校部門

A グループ(小編成の部)

B グループ(大編成の部)

(3)大学職場一般部門

大学ユースの部

室内合唱の部

混声合唱の部

同声合唱の部

第8条(出演区分・出演人数)

各部門の出演区分と出演人数は次のとおりとする。

(1)中学生部門

混声合唱の部 6名以上

同声合唱の部 6名以上

(2)高等学校部門

A グループ(小編成の部) 6名以上 32名以下

B グループ(大編成の部) 33名以上

(3)大学職場一般部門

大学ユースの部 6名以上

室内合唱の部 6名以上 24名以下

混声合唱の部 8名以上

同声合唱の部 8名以上

- 2 指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱パートを歌う場合は出演人数に含めるものとする。なお、曲ごとに指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりと合唱メンバーが入れ替わる場合、同時に合唱パートを歌う人数は第1項の範囲内とする。
- 3 出演当日に各部門の最低人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、当連盟の理事長が判断して審査の対象とすることができる。

第3章 出演資格

第9条(出演の資格)

出演合唱団は、当連盟のいずれかの部門に加盟している合唱団とする。

第10条(各部門の出演合唱団資格)

各部門の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

(1)中学生部門

- ① 同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が当連盟に加盟しなければならない。
- ② 中高一貫校、小中一貫校及び義務教育学校は、中学生相当年次を中学生部門として扱う。
- ③ 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に中学生部門に出演することはできない。
- ④ 小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
- ⑤ 一般部門等に加盟する合唱団は、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で中学生部門に出演することができる。

(2)高等学校部門

- ① 同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が当連盟に加盟しなければならない。
- ② 中高一貫校及び高等専門学校等は、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。
- ③ 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に別の合唱団の合唱メンバーとして中学生部門に出演することはできない。
- ④ 高等学校部門においては、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

(3)大学職場一般部門

- ① 大学ユースの部に出演する合唱団は、団員全員が当該年4月1日現在28歳以下で編成されなければならない。
- ② 大学職場一般部門においては、同一合唱団は1回に限り出演できる。
- ③ 当連盟の中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は、この部門に出場できない。

- 2 合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、当連盟の理事長が認めたものとする。なお、異なる連盟に加盟している場合は、合同合唱団としての加盟を条件とする。

(1)中学生部門

下記の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。

- ① 中学校の合唱団同士による合同合唱団
- ② 中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団
- ③ 中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団

(2)高等学校部門

複数の高等学校の生徒で編成する合唱団で、合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定め

が、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

3 加盟している連盟や部門を問わず、同一合唱団は当該年度に複数回出演することはできない。同一合唱団とは、構成員の大半が等しく、活動状況等も同じとみなせる合唱団をいう。

第11条(指揮者・伴奏者)

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は第10条の出演資格、条件を満たさなければならない。

第12条(シード合唱団)

- (1)中学生部門においてはシード合唱団を設定しない。
- (2)シード合唱団は、前年度の支部大会において支部代表として全日本合唱コンクール全国大会(以下全国大会という)に推薦された合唱団とする。
- (3)シード合唱団は、県大会の審査を受けずに理事長の推薦を受けて支部大会に出演できる。
- (4)シード合唱団は、県大会に審査の対象外で出演しなければならない。
- (5)シード合唱団は、前年度の大会に出演した出演区分を変更することはできない。

第4章 演奏

第13条(演奏曲)

中学生部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
高等学校、大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

第14条(課題曲・自由曲)

- 課題曲と自由曲の演奏は次のとおりとする。
- (1)課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズから1曲を選択して演奏しなければならない。
 - (2)自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。
 - (3)出演者全員により、課題曲及び自由曲全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

第15条(演奏時間)

演奏時間は次のとおりとする。

- (1)中学生部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- (2)高等学校部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- (3)大学職場一般部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

2 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

第16条(伴奏楽器)

伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第17条(演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・支部大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第18条(出演順)

演奏は、県大会参加要項に記載の順とし、各出演区分の出演順は抽選により決定する。

第5章 県代表

第19条(県大会から支部大会に推薦できる合唱団数)

県大会から支部大会に推薦できる合唱団数は、県大会における各部・グループ別参加団体数により、次のとおりとする。

県大会参加団体数	5団体まで	1団体
----------	-------	-----

県大会参加団体数	6団体から10団体まで	2団体
県大会参加団体数	11団体から15団体まで	3団体

以下これに準ずる。

ただし、中学生部門にあたっては混声の部・同声の部それぞれに審査をし、支部大会に推薦する合唱団は部門全体から選出する。

2 シード合唱団は、上記参加団体数及び推薦数のいずれにも含まれない。

第20条(出演区分の変更禁止)

県大会に出演したときの出演区分は、県大会・支部大会・全国大会を通じて変更できない。

第21条(出演人数の変更)

支部大会への出演人数の増員は、県大会の最大申し込み人数の10%(端数は四捨五入)を超えてはならない。ただし、申込人数が40名未満の場合は4名まで増員できる。

第6章 出演経費・審査と表彰

第22条(出演経費)

県大会に出演する参加費は別途参加要項に定める。

第23条(審査と表彰)

- (1) 審査は、単純リーグ戦方式で行う。
- (2) 県大会出演の全合唱団を出演区分ごとに審査し、それぞれに対して金・銀・銅・奨励賞いずれかの賞を贈る(シード合唱団は除く)
- (3) この他に、特別賞として全部門を通じ最優秀団体に全日本合唱連盟理事長賞を贈る。

第7章 その他

第24条(違反・異議)

- (1) 出演資格に違反したときは、出演を停止または入賞を取り消すことができる。
- (2) 異議・疑義の申出があった場合は理事会がこれを審議する。

第25条(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

第26条(付則)

この規程は2003年5月7日から施行する。

- (1) 改定 2004年5月10日 中高一貫校の出演資格の改定
- (2) 改定 2008年4月2日 大学部門出演区分の改定
- (3) 改定 2011年4月13日 中部大会への出演人数の変更を追加
- (4) 改定 2013年3月6日 大学職場一般部門における編成区分の改定
- (5) 改定 2015年9月1日 大学職場一般部門出演人数等の改定
- (6) 改定 2019年4月3日 中学校及び高等学校部門の合同合唱団の団体数と団体名、審査方法の改定
- (7) 改定 2019年12月4日 当日最低人数を下回ったときの処遇を追加、及び中学校・高等学校における合同合唱団の人数の改定
- (8) 改定 2021年3月3日 中学校及び高等学校部門で同一校から複数合唱団が出演する場合の改定
- (9) 改定 2022年6月1日 中学校、高等学校部門及び大学ユースの部の出演最低人数の改定
- (10) 改定 2025年1月1日 出演合唱団資格及び自由曲の演奏条件等の改定